

## カトリック八幡教会小教区規約

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

京都教区司教の名の下に、その教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教をする共同体と言う共同宣教司牧を目指す運営をすることを目的とする。

### 第2章 組織

#### 第2条 主宰

「小教区評議会」は京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。

場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

#### 第3条 小教区評議会

1. 小教区評議会の「評議員」は信徒を代表する役員、各活動部会の代表、その他担当司祭団の承認する任意グループの代表をもって構成する。
2. 評議員以外の任意の者が評議会に参加する場合は、担当司祭団の事前の承認を得る。

#### 第4条 審議事項

「小教区評議会」は、小教区の運営全般に関わる事項について審議し、決定する。

その主なる事項は次の通りとする。

- (1) 小教区の宣教司牧に関する基本的方針（短期、長期）の策定
- (2) 宣教司牧に基づく年間行事の決定
- (3) 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認
- (4) 各活動部会、任意グループ等の設置、改変
- (5) 「小教区評議会規約」の改変
- (6) その他の重要事項
- (7) 信徒の「上申事項」

#### 第5条 審議決定と承認

出席者は審議に当たり、福音の精神による対話の下に結論に導く努力をし、決定された事項は担当司祭団の承認を得て実施される。

第6条 役員を選出にあたっては満20歳以上の在籍信徒による3名連記の無記名推薦投票を行い、上位得票者の内から担当司祭団が現役員との評議のうえ3名を選び、担当司祭団の任命によってこれが決定される。

#### 第7条 役員の仕事

役員は担当司祭団とともに、「共同宣教司牧」のチームとなり、小教区全体の運営について調整機能を持つと共に、責任事項として、次の任に当たる。

- (1) 「小教区評議会」の開催準備、議事運営、記録等を行う。
- (2) 小教区の代表として  
南ブロックA協議会（ブロックレベル）  
京都南部地区協議会（地区レベル）  
京都教区宣教司牧協議会（教区レベル）  
に派遣されることを含まれる。

#### 第8条 部会制度

- (1) 小教区における活動の母体として、次の活動部会が設置される。
  - ①教育部
  - ②典礼部
  - ③広報部
  - ④施設管理部
  - ⑤財務部これらの職務分掌は別途定めて公示する。
- (2) 小教区独自の任意活動部会も設置する事が出来る。
- (3) 各活動部会は「小教区評議会」の決定と、「担当司祭団」の承認事項の執行機関として活動する。

#### 第9条 活動部会への所属登録

- (1) 毎年役員選出と同じ時期に登録を募集する。  
更新、新入、退出の確認が行われる。
- (2) 「財務部」に関しては業務の性格上、公募はしない。  
担当司祭団と役員の協議のうえ司祭団が指名する。
- (3) 病者、年齢、家庭環境等の事情で活動部会登録できない信徒もまた、共同体の一員であることに変わりはなく、献金、霊的花束、祈り、犠牲等により貢献出来る事を忘れてはならない。

役員、各部会は必要に応じて登録し得てない信徒にも協力要請することがあり、要請を受けた信徒はこれに応じるものとする。

#### 第 10 条 活動部会代表

- (1) 各活動部会においては登録した信徒による代表選出を行う。  
選出された代表は役員、他の兼任を不可とし、当該活動部の運営に責任を持ち、「小教区評議会」を構成する評議員となる。
- (2) 任期は 1 年とし再任はこれをさまたげない。

#### 第 11 条 小教区総会

- (1) 担当司祭団がこれを主宰する。
- (2) 担当司祭団は在籍信徒の全員参加による「小教区総会」を招集し、小教区評議会が決定し担当司祭団が承認されたことを全信徒に周知徹底を図る。  
総会は小教区運営について自由な意見を交換する場である。
- (3) 開催は年 1 回、必要な時期に行う。

#### 第 12 条 小教区連絡網

在籍信徒の相互連絡と緊急時に対応する連絡網を設置する。  
教会内資料とし、特に緊急時に活用されるよう希望する。

### 第 2 章 運営

#### 第 13 条 評議員の任期

評議員の任期は 1 年とし、再任を妨げないが最長 4 年とする。  
任期中に退任を余儀なくされた場合、役員会により代行者を選任する。

#### 第 14 条 評議会の開催

主宰する担当司祭団により招集される。  
開催は指定日（偶数月第 4 日曜日）、司祭団の発議、役員の上申による事案もふくまれる。

#### 第 15 条 役員会の開催

主宰する担当司祭団により招集される。  
開催は指定日（毎月第 3 日曜日）、司祭団の発議、役員の上申による事案もふくまれる。

第 16 条 活動部会の開催

原則として毎月定例日に開催される。

担当司祭団、役員会よりの発議によっても開催される。

第 17 条 会計監査

担当司祭団は信徒の複数名を会計監査に指名する。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

+ パウロ 大塚喜直

